

2012 年 5 月 11 日 全 3 頁

退職給付会計の新基準決定（速報）

金融調査部制度調査課
吉井 一洋

連結上のみ、積立不足額を一括計上

[要約]

- A S B J（企業会計基準委員会）は、2012 年 5 月 10 日の本委員会で、退職給付会計の新基準・適用指針を議決した。早ければ 5 月 14 日の週にも公表される。
- 連結財務諸表上は、いわゆる積立不足額を、貸借対照表上即時に計上する。単体財務諸表では現行の会計処理を継続する。
- 新基準・適用指針は、2014 年 3 月期末から適用される（早期適用あり）。

1. 新基準の概要

◎ A S B J（企業会計基準委員会）は、2012 年 5 月 10 日の本委員会で、退職給付会計の新基準・適用指針を決定した。その概要は次のとおりの模様である。早ければ、5 月 14 日の週にも公表される。

連結財務諸表のみ導入

（i）オフバランス項目の一括負債計上

- 数理計算上の差異、過去勤務費用の当期発生額については、「その他の包括利益」を経由して、貸借対照表上、即時に計上する。損益計算書上は現行の遅延認識を継続する（即ち、「その他の包括利益」を経由して計上した場合でもリサイクリングを行う）。
- 会計基準変更時差異も上記と同様の会計処理を行う。

連結・単体財務諸表ともに導入

（ii）退職給付債務及び勤務費用の計算方法

- 退職給付見込額の計算方法について、現行の期間定額基準だけでなく、給付算定式に従う方法（ただし、給付算定式によった結果、給付額が後になるほど増加する度合いが著しい場合は、定額で補正する）の選択を認める。給付算定式による方法の場合、退職給付見込額の金額は、一般的には、現行方式よりも多めに算出される。
- 割引率について、現行基準では、その基礎となる期間は、退職給付の見込支払日までの平均期間を原則としつつ、実務上は従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とすることができる。

大和証券グループ 株式会社大和総研 丸の内オフィス 〒100-6756 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウノースタワー

このレポートは投資勧誘を意図して提供するものではありません。このレポートの掲載情報は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、記載された意見や予測等は作成時点のものであり今後予告なく変更されることがあります。㈱大和総研の親会社である㈱大和総研ホールディングスと大和証券㈱は、㈱大和証券グループ本社を親会社とする大和証券グループの会社です。内容に関する一切の権利は㈱大和総研にあります。無断での複製・転載・転送等のご遠慮ください。

新基準では、退職給付の見込支払日までの期間ごとに設定された複数のものを使用する方法、給付見込期間・給付金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法のいずれも選択できる。

- 予想昇給率**について、現行基準では、確実に見込まれる昇給等を含み、ベース・アップは確実に合理的に推定できる場合以外は含めないこととされている。

新基準では、確実に見込まれるものに限定せず、予想される昇給等を含むこととされている。

- 長期期待運用収益率**について、現行基準では、保有している年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針及び市場の動向等を考慮して算定することとされている。

新基準では、年金資産が退職給付の支払に充てられるまでの時期も考慮することとされている。

(iii) 表示

- 現行基準では、「退職給付引当金」又は「前払年金費用」の科目を用いているが、新基準では「退職給付に係る負債」又は「退職給付債務に係る資産」等の適当な科目をもって負債又は資産に計上する。

連結財務諸表を作成している場合は、単体の注記は不要

(iv) 注記

- 新基準では、開示項目の拡充を行い、退職給付に係る注記として下記を開示することとされている。

①会計処理基準に関する事項 ②退職給付制度の概要

③退職給付債務の期首・期末残高調整表（勤務費用、利息費用、給付支払、数理計算上の差異、過去勤務費用等）。なお、公開草案で内訳として例示されていた項目のうち、制度加入者からの拠出額、外貨換算の影響による影響額、企業結合の影響による増減額、制度終了及び大量退職による増減額などは、新基準では例として示されなくなるが、重要性があれば注記は必要である。

④年金資産の期首・期末残高調整表（期待運用収益、事業主からの拠出、給付支払、数理計算上の差異）。なお、公開草案で内訳として例示されていた項目のうち、制度加入者からの拠出額、外貨換算の影響による影響額、企業結合の影響による増減額、制度終了及び大量退職による増減額などは、例として示されなくなるが、重要性があれば注記は必要である。

公開草案で示された退職給付信託に係る開示については、⑨年金資産に関する事項を参照

⑤退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産への調整表

⑥退職給付に関連する損益（勤務費用、利息費用、期待運用収益、過去勤務費用、数理計算上の差異等）。なお、公開草案で示された開示項目のうち、制度終了及び大量退職による損益は除外される。

⑦「その他の包括利益」で計上された数理計算上の差異及び過去勤務費用の内訳

⑧貸借対照表の「その他の包括利益累計額」に計上された未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の内訳

⑨年金資産に関する事項（主な内訳、長期期待運用収益率の設定方法）。退職給付信託については、年金資産の合計額に対する退職給付信託の額の割合が重要である場合に、その割合や金額を開示する。

⑩数理計算上の計算基礎（割引率、期待運用収益率、その他）。なお、公開草案で示された開示項目のうち、予想昇給率は開示対象から除外する。

⑪その他の退職給付に関する事項。なお、公開草案で示された開示項目のうち、その他の退職給付に関する事項に含まれるものとして挙げられていた、事業主が翌年度に支払うと予想される拠出の概算額、事業主が翌年度に受給権者に支払うと予想される退職給付の概算額は開示対象から除外する。

◎（i）に関する単体の財務諸表での取扱いについては、下記のとおりとなった模様である。

◇オフバランス項目の一括計上の処理を設けない（基準化しない）。したがって任意でオフバランス項目を計上することも認められない。

◇連結財務諸表と異なる処理をしている旨を注記する。一括計上したと仮定した場合の金額情報は注記しない。ただし、連結財務諸表を作成していない上場企業等の場合は、退職給付債務に関する事項として同様の情報の注記が求められる。

2. 適用時期

◎導入時期は、2013年4月1日以後開始事業年度の年度末（3月決算の場合は2014年3月期末）からである。2013年4月1日以後開始事業年度の期首からの早期適用（3月決算会社の場合は、2013年6月の第1四半期からの適用）も認める。

◎退職給付見込額の計算方法の見直しは、2014年4月1日以後開始事業年度の期首（3月決算の場合は2014年6月の第1四半期）からである。ただし当該期首からの適用が困難な場合は、所定の注記を条件に、2015年4月1日以後開始事業年度の期首（3月決算の場合は2015年6月の第1四半期）からの適用も認める。2013年4月1日以後開始事業年度の期首からの早期適用（3月決算会社の場合は、2013年6月の第1四半期からの適用）も認める。